

人材確保総合対策委員会設置要綱について（例規）

〔平成2年3月15日〕
兵警務例規第9号

人材確保総合対策委員会設置要綱を下記のとおり定め、平成2年3月15日から実施する。

記

1 設置

警察本部に、人材確保総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、優秀な警察官を確保するため、採用情勢の変化に即応した採用関係業務の在り方、魅力ある職場づくりの確立方策等を総合的に検討し、その推進を図ることを任務とする。

3 組織等

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

委員長 警務部長

副委員長 警察学校長

警務部参事官

委員 総務部総務課長

総務部県民広報課長

総務部会計課長

警務部教養課長

警務部厚生課長

刑事部刑事企画課長

刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長

生活安全部生活安全企画課長

地域部地域企画課長

交通部交通企画課長

警備部公安第一課長

警務部警務課管理官兼次席

委員長が指定する警察署長

4 運営

(1) 委員長は、必要の都度委員会を招集し、議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 審議事項

委員会は、委員会の任務を達成するため、次の事項について審議するものとする。

- (1) 人材確保に資する効果的な広報に関すること。
- (2) 採用情勢の調査及び研究に関すること。
- (3) 採用業務の改善に関すること。
- (4) 採用時教養の改善に関すること。
- (5) 魅力ある職場づくりに関すること。
- (6) 警察施設及び装備の改善に関すること。
- (7) 福利厚生に関する改善に関すること。
- (8) その他委員長の命ずる事項に関すること。

6 幹事会

- (1) 委員会に、委員会の審議事項に関する総合的な対策を検討し、その推進を図るため、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

幹事長 警務部警務課管理官兼次席

副幹事長 警務部警務課管理官

幹事 総務部総務課管理官兼次席

総務部県民広報課管理官兼次席

総務部会計課次席

警務部教養課次席

警務部厚生課次席

刑事部刑事企画課管理官兼次席

刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課管理官兼次席

生活安全部生活安全企画課管理官兼次席

地域部地域企画課管理官兼次席

交通部交通企画課管理官兼次席

警備部公安第一課管理官兼次席

警察学校管理官兼副校長

幹事長が指定する警察署の副署長又は次長

- (3) 幹事長は、必要に応じて幹事会を開催し、その結果を委員会に報告するものとする。

7 部会

- (1) 幹事会は、専門的な調査、研究等を行わせるため、部会を置く。
- (2) 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、その構成及び任務は別表のとおりとする。
- (3) 部会長は、必要に応じて部会を開催し、その結果を幹事長に報告するものとする。

8 庶務

委員会及び幹事会の庶務は警務部警務課、部会の庶務は部会長の属する所属において行う。